

四万十町国民健康保険税条例（平成18年 3 月20日条例第89号）

改正後	改正前
（課税額） 第2条 前条の者に対して課する国民健康保険の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金の納付に要する費用を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。 2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>52万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>52万円</u>とする。 3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>17万円</u>とする。 4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保	（課税額） 第2条 前条の者に対して課する国民健康保険の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金の納付に要する費用を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。 2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>51万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>51万円</u>とする。 3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>16万円</u>とする。 4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保

改正後	改正前
険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>16万円</u>とする。	険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>14万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>14万円</u>とする。
(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)
第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>52万円</u>を超える場合には、<u>52万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>17万円</u>を超える場合には、<u>17万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>16万円</u>を超える場合には、<u>16万円</u>)の合算額とする。	第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>51万円</u>を超える場合には、<u>51万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>16万円</u>を超える場合には、<u>16万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>14万円</u>を超える場合には、<u>14万円</u>)の合算額とする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>26万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)	(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>24万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)
ア (略)	ア (略)
(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>47万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)	(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>45万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)
ア (略)	ア (略)

改正後	改正前
(国民健康保険税の減免) 第25条の2 (略) 2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする世帯主は、普通徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については、<u>納期限</u>までに、特別徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の<u>支払日の日まで</u>に次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1) 氏名及び住所 (2) 納期限及び税額 (3) 減免を必要とする理由 3 (略)	(国民健康保険税の減免) 第25条の2 (略) 2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする世帯主は、普通徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については、<u>納期限前 7 日</u>までに、特別徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の<u>支払日の 7 日前まで</u>に次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1) 氏名及び住所 (2) 納期限及び税額 (3) 減免を必要とする理由 3 (略)